

入 札 心 得 書

入札者は次の事項を遵守して入札をすること。

- 1 入札者は指定された入札の日時及び場所に、遅れないように参集しなければならない。
 - 2 入札者は、仕様書等を熟覧し、自己の氏名を表記した封筒に、所定の様式の入札書を入れて提出すること。
 - 3 代理人が入札に参加する場合は、入札をする権限を有する者の委任する委任状を携行し、入札開始前に提出しなければならない。
 - 4 入札者は、一旦提出した入札書の書換え、引き換え又は撤回をすることができない。
 - 5 無効入札の主なものは、次のとおりである。
 - (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 入札書の記載事項中、入札金額又は入札者の氏名、その他主要な事項が識別し難い入札
 - (3) 入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
 - (4) 他人を脅迫し、その他不正行為による入札
 - (5) 入札に関する条件に違反した入札
 - (6) 入札者が不当に価格をセリ上げ、又はセリ下げる目的をもって、連合その他不正の行為をしたと認められるときは、全部の入札
- 以上の入札の効力は、入札執行職員が決定する。この場合、当該入札者はその決定に対し、異議を申し立てることはできない。
- 6 再入札は1回とする。なお、この再入札には、無効入札をした者及び辞退したとみなされた者は、参加することができない。
 - 7 入札者は、入札執行職員の指示に従って入札をしなければならない。